

規格・基準等の事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1
[第5条6. 1] に基づくものである。

無線設備規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

無線設備規則の一部改正について

2 対象品名

1. 2GHz 帯及び 2. 3GHz 帯 FPU システムの無線設備

3 趣旨及び目的

平成 23 年 9 月に改定された周波数再編アクションプランにおいて 800MHz 帯放送事業用無線局（FPU）は、周波数移行が求められているところ、移行先周波数として平成 24 年 4 月に周波数割当計画が変更され 1. 2GHz 帯及び 2. 3GHz 帯が使用可能となった。

大容量伝送を可能とするため、1. 2GHz 帯及び 2. 3GHz 帯を使用する放送事業用無線局（FPU）を高度化するよう、技術基準の改正を行うもの。

4 施行予定日

平成 25 年 9 月

5 意見提出先

総務省 情報流通行政局 放送技術課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5786

6 意見提出期限

平成 25 年 8 月末